

和紙工房開設に伴う 条例制定

●和紙工房施設の設置及び管理に関する条例の制定
現在、佐賀橋川に建設中の黒潮町和紙工房施設の開設に伴うもの。
可決(全員)



完成した和紙工房では初焚きが（上と左、4月2日）



上位法等改正に伴う

一部改正

●個人情報保護条例等の一部改正
行政機関個人情報保護法等が改正され、個人識別符号、及び要配慮個人情報の詳細が定められたことに伴うもの。
可決(多数)

●宮地葉子議員
現行は、実施機関は個人の思想、信条及び宗教に関する事項は取り扱いをしてはならないとしている。改正案は思想と宗教が抜けているが、なぜこれらが対象外なのか。
可決(多数)

●森田総務課長
改正案の要配慮個人情報の中の人種、信条、そういう社会的身分、犯罪の経歴、及び犯罪と犯罪により害を被った事実を含まれる個人情報に限りという中に、すべて含まれているとなつてい

●森田総務課長
改正案の要配慮個人情報の中の人種、信条、そういう社会的身分、犯罪の経歴、及び犯罪と犯罪により害を被った事実を含まれる個人情報に限りという中に、すべて含まれているとなつてい

討論

反対 森 治史議員

改正案には、



改正前であった個人の思想、宗教に関する事柄が抜けている。これは、思想と宗教が一つの信条の中に入っていく感じで危険性をすくく感じるので反対する。

●上位法等改正に伴う
一部改正4件
●移住者支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
●税条例等の一部改正
●地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
●道路、附属物占用及び徴収条例の一部改正
4件ともに **可決(全員)**

指定管理者の 指定1件

●和紙工房施設に係る指定管理者の指定
この施設は、拳ノ川小学校

●和紙工房施設に係る指定管理者の指定
この施設は、拳ノ川小学校

この施設は、拳ノ川小学校

区8集落に鈴地区を加えた9集落の区長を中心に組織する佐賀北部活性化推進協議会を運営主体とする前提で、平成28年に県の補助により建設している施設であるため、公募によらない選定をするもの。

●指定管理者候補
黒潮町拳ノ川46番地1、黒潮町佐賀北部活性化推進協議会会長、大石正幸

●期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間 **可決(多数)**

町道 大方2路線 佐賀7路線の認定

●黒潮町道の路線認定

これらの路線は、産業振興と生活道路、また、一般国道窪川佐賀道路事業に係る工事用道路、及び本線に沿った側道を町道に認定するもの。

大方地区は、大井川馬荷線道路改良工事の新たな路線として整備する次の2路線。

- ・大井川馬荷支1号線
- ・大井川馬荷支2号線
- 佐賀地区は、一般国道窪川

佐賀道路事業における工事用道路、及び側道整備に係る次の7路線。

- ・拳ノ川側道1号線
- ・荷稻側道1号線
- ・小黒ノ川中谷線
- ・小黒ノ川小谷口線
- ・小黒ノ川側道1号線
- ・小黒ノ川市ノ又線
- ・小黒ノ川側道2号線

可決(全員)

議長・副議長を 選出しました

議長 山崎 正男



副議長 小松 孝年

